



注1 ※印の欄は、該当する番号を○で囲んでください。

- 2 請求の際には、運転免許証等請求者本人であることを証明する書類の提示又は提出（送付による請求をする場合であって、請求者本人であることを証明する書類を提出するときは、これに加えて住民票の写し等（請求日前30日以内に作成されたもの））が必要です。
- 3 法定代理人の方が請求する場合にあつては、法定代理人に係る2の書類のほか、戸籍謄本（請求日前30日以内に作成されたもの）その他その資格を証明する書類の提示又は提出が必要です。また、開示を受ける前に法定代理人の資格を喪失したときは、直ちに書面でその旨を届け出てください。
- 4 任意代理人の方が請求する場合にあつては、任意代理人に係る2の書類のほか、委任状（本人に係る実印が押印されたものであつて、請求日前30日以内に作成されたもの）及び当該実印に係る印鑑登録証明書（請求日前30日以内に作成されたもの）その他その資格を証明する書類の提示又は提出が必要です。また、開示を受ける前に任意代理人の資格を喪失したときは、直ちに書面でその旨を届け出てください。
- 5 写しの交付の方法により開示を受ける場合は、当該写しの作成の費用（写しの送付を希望する場合の郵送費用を含む。）を負担していただきます。